

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

現在、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「法」という。）の救済給付の対象となる「指定疾病」（法第 2 条第 1 項）は、中皮腫及び気管支又は肺の悪性新生物（肺がん）の 2 つであるが、中央環境審議会の答申「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」（平成 22 年 5 月）を踏まえ、今般、「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、指定疾病に「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」（以下「石綿肺等」という。）を追加する予定である（5 月 21 日閣議、7 月 1 日施行予定）。

今回の省令改正は、石綿肺等を指定疾病に追加するに当たり、所要の手続規定の整備を行うものである。

2. 改正の内容

法第 4 条第 1 項の指定疾病にかかった旨の認定及び未申請死亡者に係る第 22 条第 1 項の認定に際し、石綿肺等の医学的判定を行うに当たっては、他の肺疾患と区別して診断を行うために、石綿へのばく露があったことを確認することが必要となる。具体的には、石綿肺等を発症しうる作業（例：石綿製品を製造する事業所における作業、石綿等の吹き付け作業）への過去の従事状況等について確認を行うこととなる。

このため、認定の申請に係る疾病が石綿肺等である場合には、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）第 1 条第 2 項の認定の申請書及び第 17 条の 2 第 2 項の請求書に添える資料として、「石綿のばく露に関する資料」を追加することとする。

3. 今後の予定

公布：平成 22 年 6 月下旬

施行：平成 22 年 7 月 1 日